

\*\*\*\*\*  
\* 柏原市議会定例会議案 \*  
\* 条例案件参考資料 \*  
\* 平成29年第1回 \*  
\* \*\*\*\*\*

(平成29年2月16日)

議案第11号 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

農業委員会等に関する法律が一部改正されたことに伴い、執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

改正の理由

- 1 農業委員の選出方法が公募制に変更されたため、定数を超えて推薦又は応募等があった場合、その選考の公正性及び透明性を確保するため市長の附属機関として選考委員会を設置するもの。

附属機関	担任する事務
柏原市農業委員会選考委員会	農業委員会の委員の候補者の選考に関すること。

- 2 農地利用最適化推進委員（新設）の選出方法が公募制によることと規定されたため、定数を超えて推薦又は応募等があった場合、その選考の公正性及び透明性を確保するため農業委員会の附属機関として選考委員会を設置するもの。

附属機関	担任する事務
柏原市農地利用最適化推進委員選考委員会	農地利用最適化推進委員の候補者の選考に関すること。

施行期日 平成29年4月1日

## 議案第12号 柏原市個人情報保護条例の一部改正について

### 【改正の理由】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）の改正等に伴い、柏原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）において所要の改正を行うもの。

### 【改正内容】

#### ① 定義等の改正

「条例事務関係情報照会者」及び「条例事務関係情報提供者」が番号法で新たに規定されることとなったため、条例第2条及び条例第19条の2において所要の改正を行う。

#### ② 引用している条ずれの改正

条例第20条で引用している番号法第28条が、第29条とすることから改正を行う。

#### ③ 他の制度との調整

条例第27条第2項では、個人情報記録されている文書等の開示手続きにおいて、別の法令で同様の定めがある場合は、本条例を適用しないとしているが、番号法では特定個人情報の開示手続きについては重複を認めているため、同法に準じた改正（条例第27条第2項の適用を除外する）を行う。

### 【施行期日】

平成29年5月30日（改正される番号法の施行日と同日）

## 議案第13号 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について

### 【改正の理由】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（以下「主務省令」という。）の改正に伴い、柏原市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）において所要の改正を行うもの。※運用面での変更は無し

### 【改正内容】

#### ① 番号法改正による引用している号ずれの改正

条例第1条及び第5条で引用している番号法第19条第9号が、第19条第10号となることから改正を行う。

#### ② 主務省令改正による条例別表第2の規定の改正

条例別表第2の規定について、主務省令において規定されるものについては、条例での規定が不要となることから改正を行う。

（条例別表第2において改正となる事務）

- ◆生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
- ◆中国残留邦人等支援法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務

### 【施行期日】

平成29年5月30日（改正される番号法等の施行日と同日）

議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

【改正の理由】

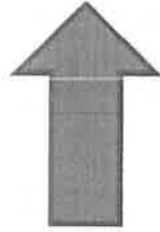
平成28年8月に出された人事院勧告のうち、配偶者や子、父母等に対する「扶養手当額の見直し」について、労使間において合意に至ったため、情勢適応の原則に則して、関係条例(一般職の職員の給与に関する条例、水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)の一部を改正するもの。「給料表の改定」と「勤勉手当の支給月数の引き上げ」については、平成28年第4回定例会において改正済み。

【改正内容の概要】

改正前

(単位:円)

区分	年度		平成28年度
	配偶者	特1等級	
特1等級以外			
子及び孫	全等級		6,500
	特1等級		
父母等	特1等級		6,500
	特1等級以外		



段階的に見直し

改正後

(単位:円)

区分	年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	配偶者	特1等級		10,000	6,500
特1等級以外					
子	全等級		8,000	10,000	10,000
	特1等級				
父母等 (孫含む)	特1等級		6,500	6,500	3,500
	特1等級以外				

# 【施行期日の延期】（法人市民税）法人税割 税率引き下げ

（ 第20条 ）

改正後

改正前

【 現行の制度 】

◎ 【法人税割】

法人税(国税)額 × 12.1%(制限税率)

【 改正の概要 】

◎ 【法人税割】

法人税(国税)額 × 8.4%(制限税率)

< 施行期日の延期 >

平成 29年4月1日

⇒

平成 31年10月1日

# 【施行期日の延期】

# （軽自動車税）車体課税の見直し

（ 第87条、第88条、88条の3、88条の4、88条の5、88条の6、88条の7、88条の8、89条、90条、91条、92条、93条、94条、95条、96条、附則第29条の2、附則第29条の3、附則第29条の4、附則第29条の5、附則第29条の6、附則第30条 ）

改正前

改正後

【 現行の制度 】

- ◎ 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、その所有者に軽自動車税を課税

【 改正の概要 】

- ◎ 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、その所有者に軽自動車税種別割を課税（呼称変更）
  - ＜ 施行期日の延期 ＞
    - 平成 29年度から
    - ⇒
    - 平成 32年度から
- ◎ 下記施行期日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対し、その取得者に軽自動車税環境性能割を課税（新設）
  - ※当面は大阪府が徴収
  - ＜ 施行期日の延期 ＞
    - 平成 29年4月1日
    - ⇒
    - 平成 31年10月1日

議案第16号 柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

現行	改正後（案）
<p>(用語の定義)</p> <p>第1条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを行う。）者であつて、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第1条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを行う。）者であつて、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>



議案第17号 柏原市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険条例における引用条文の修正について

(柏原市国民健康保険条例第12条、20条)

改正前

第12条及び第20条中にある  
「附則第35条の4の2第7項の規定の  
適用がある場合には、その適用後  
の金額）」を

「配当所得等の金額」を

「譲渡所得等の金額」を

第12条中にある  
「に該当する」を

「附則第35条の2の6第11項若しくは  
第15項又は第35条の3第15項」を

第20条中にある  
「、また」を



改正後

第12条及び第20条中で

「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の  
金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非  
課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12  
条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項  
第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条  
第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を  
含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」に

「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定  
の適用がある場合には、その適用後の金額）」に

「譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある  
場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規  
定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に

第12条中で

「の適用がある」に

「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に

第20条中で

削除

【施行期日】 公布の日

# 国民健康保険料の普通徴収の納期について

(柏原市国民健康保険条例第16条、17条)

改正前

(普通徴収に係る保険料の納期)

- 第16条
- 第1期 4月1日から同月30日まで
  - 第2期 5月1日から同月31日まで
  - 第3期 6月1日から同月30日まで
  - 第4期 7月1日から同月31日まで
  - 第5期 8月1日から同月31日まで
  - 第6期 9月1日から同月30日まで
  - 第7期 10月1日から同月31日まで
  - 第8期 11月1日から同月30日まで
  - 第9期 12月1日から同月28日まで
  - 第10期 1月4日から同月31日まで
  - 第11期 2月1日から同月28日（うるう年は29日）まで
  - 第12期 3月1日から同月31日まで

(普通徴収の特例)

第17条

仮決定保険料に関する規程



改正後

(普通徴収に係る保険料の納期)

- 第16条
- 第1期 6月1日から同月末日まで
  - 第2期 7月1日から同月末日まで
  - 第3期 8月1日から同月末日まで
  - 第4期 9月1日から同月末日まで
  - 第5期 10月1日から同月末日まで
  - 第6期 11月1日から同月末日まで
  - 第7期 12月1日から同月28日まで
  - 第8期 1月4日から同月末日まで
  - 第9期 2月1日から同月末日まで
  - 第10期 3月1日から同月末日まで

(普通徴収の特例)

第17条

削除

【施行期日】 平成30年4月1日

# 議案第18号 柏原市立サンヒルスポーツセンター条例の制定について

## 【制定の理由】

サンヒル柏原のテニスコートと屋外プールについて、テニスコートの営業継続及び多くの市民が再開を要望されている屋外プールの営業を再開し、複合スポーツ施設として教育委員会が管理、運営するため、設置条例を制定するものです。

## 【制定内容の概要】

- 柏原市立サンヒルスポーツセンター構成施設 — 庭球場及び屋外プール
- 指定管理者による管理・業務を行います。(使用料制)
- 開場日等

施設名	開場日	開場時間
庭球場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
屋外プール	7月20日から8月31日まで	午前9時30分から午後5時まで

※指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、開場日及び開場時間を変更することができます。

## ○ 使用料

### ・ 庭球場

単位	使用料
1コート	市内料金 900円
1時間	市外料金 1,200円

※片山庭球場と同額。

### ・ 屋外プール

区分	使用料	
	市内料金	市外料金
大人1人1回	900円	1,400円
小人1人1回	500円	800円
	無料	
乳幼児	無料	

### ・ 附属施設

附属施設	単位	使用料
庭球場	1コート	500円
照明設備	1時間	
コインロッカー	1個1回	100円